

令和2年度 第3回大町市上下水道事業経営審議会 議事録

日時 令和3年3月19日(金)

午後2時から

場所 大町市役所 東大会議室

【日程】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 承認事項
(1) 第2回審議会議事録の承認について
- 4 審議事項
(1) 料金算定期間における料金水準について
(2) 料金体系の設定について
(3) 料金体系の検討について
- 5 その他
(1) 次回開催日について
- 6 閉会

【出席者】

○出席委員(敬称略) 11名

松田 邦正 竹村 武人 塩入 博仁 矢口 博文 北澤 伸夫
和田 重信 越山 令子 内山 重喜 縣 亮太 山田 賢一
越野 慈夫

○欠席委員(敬称略) 3名

松澤 大成 石田 忠 水久保 節

○事務局

田中建設水道部長 松宗上下水道課長 荒井お客様係長兼課長補佐
峯村水道施設係長兼課長補佐 竹村経営係長兼課長補佐
松澤経営係主事 内山経営係主事

《開会 午後2時》

1 開会

課長：皆さんこんにちは。ご案内をしましたお時間となりましたので、始めさせていただきます。

それでは、只今より、令和2年度第3回大町市上下水道事業経営審議会を開催いたします。しばらくの間進行を務めさせていただきます、上下水道課長の松宗でございます。よろしくお願いいたします。

本日欠席の連絡をいただいております委員さんがいらっしゃいますので、ご報告をさせていただきます。平地区連合自治会選出であります松澤委員、常盤地区連合自治会選出の石田委員のお二方については事前に所用のため欠席ということで連絡をいただいております。また、本日出席を予定しております水久保委員さんがまだお見えになっておりませんが時間になりましたので、進めさせていただきます。

最初に資料の確認をさせていただきます。数日前に委員の皆様には資料を郵送でお届けさせていただきましたが、2箇所ほど数字の誤りがございまして、本日テーブルの上にお示ししてありますものをお使いいただきたいと思います。郵送でお届けした資料については申し訳ございません、回収させていただきます。

(事務局にて資料の回収)

はい、ありがとうございます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。次第の2番目になります。会長挨拶ということで、松田会長さんのほうからお願いしたいと思います。

2 会長あいさつ

会長：皆さんこんにちは。お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。だいぶ良い陽気にはなっただけですが、春の天気は三日続かずということで、なかなか、まだまだ本当のいい陽気とは言えないような日々が続いております。

さて、本日はこの審議会も大詰めに入りまして、今日でだいたいのところを決めていきたいと思っております。次回は、今日までのことを基に答申案を作りまして、皆様とそれについて検討していきたいと思っております。

それから、今ここで私がしゃべっていることは録音されて議事録に残ることは百も承知で、あえてお話をさせていただきますが、広報の1月号の議会だよりを見ておりましたら、ある議員さんが水道事業について質問されておりました。このままでは、水道が大赤字になる、と、それから今後の設備投資も非常に内容が不明瞭であいまいだ、というような内容で質問されておりました。その議員は、この審議会の12月の第1回目の時に傍聴に見えておりました、その質問に至ったのではないかと思います。こうして我々が、一生懸命審議している

ことを全く無視するかのような質問をしており、私は議会だよりの質問事項を見て、我々がやっている審議会なんて必要ないじゃないかと思ひまして、非常に憤りをおぼえました。そんなことで、我々は横から意見を言われぬように、しっかりとした審議をして答申をしていきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

3 承認事項

(1) 第1回審議会議事録の承認について

課長：はい、ありがとうございます。続きまして、次第の3番になります。承認事項ということで、第2回目の審議会の会議録の承認について事務局より、ご説明を申し上げます。

事務局：1月29日に開催されました第2回審議会の議事録につきまして、2月の末に議事録を委員の皆様へ送付させていただいております。第2回審議会の議事録につきましては、皆様から特段の加筆修正等のご依頼はございませんでした。それ以外に加筆修正等ございましたら、この場でご発言いただければと思ひます。以上です。

課長：はい、いかがでしょうか。会議録につきましては事前に見ていただいた中で何もなかったのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

はい、ありがとうございます。

それでは、この後、審議事項に入りますので、ここからは会長より進めていただきたいと思ひます。

先ほど会長からもお話がありましたが、本審議会も3回目となります。第3回の内容といたしましては、1つ目として、第1回目でご説明させていただきました「日本水道協会の料金算定の考え方」に沿って、本日は資料の準備をさせていただきます。

それから2つ目といたしましては料金体系ということで、基本料金と従量料金の2本立てで成り立っており、それについての資料を準備させていただきます。

3つ目としましては基本料金と従量料金の料金関係について、詳しい資料を準備しておりますのでそれを基にご審議をいただき、先ほど会長さんおっしゃってございました料金改定に向けた方向性について、本日示していただきたくお願ひいたします。

それでは松田会長、審議の進行をよろしくお願ひします。

4 審議事項

(1) 料金算定期間における料金水準について

会長：それでは早速審議に入りたいと思います。まず1番としまして料金算定期間における料金水準について説明をお願いします。

経営係長：本日はお手元にあります紙の資料とパワーポイントを使いまして審議の内容をご説明したいと思います。

まず審議資料1の3ページになります。前回の第2回審議会では、令和元年度の収支及び経営状況について、決算数値を確認しながら大町市水道事業の経営状況をお示しいたしました。続いて第3回、今回の審議会では、これらを踏まえまして具体的な料金体系について検討していきたいと思います。第3回審議会の中にありますように「料金算定期間における料金水準について」「料金体系の設定について」「料金体系の検討について」ということで、審議をお願いいたします。

次4ページをお願いします。料金算定期間における料金水準について、こちらは第1回の審議会において、公益社団法人日本水道協会が発行している水道料金算定要領につきまして、第1回審議会の資料でご説明させていただきました。その中で料金水準の基本原則としまして、審議資料3であります。私のほうで説明させていただきます。基本原則として「誠実かつ能率的な経営のもとにおける適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しなければならない。」とありまして、その方式についてご覧の図のとおり方程式を作りました。一番左の営業費用は、下に書いてありますように維持管理費、減価償却費等となります。そこに加算される資本費用としては企業債償還利息、資産維持費等となります。そこから差し引く控除項目、お客様からの料金収入費用としてなじまないものであります。例えば原水供給収益とそこに書いてあり、これは平にあります水工場のアルプスウォーター(株)さんに大町市から水を売却している収益になります。そこから導き出された数字が、総括原価というものになります。この方式により算出した総括原価と、予測される料金収入を比較しまして、料金収入が下回る予測であれば料金改定について具体的な検討を行う必要があります。それでは、これらの費用につきまして、大町市の収支をこの式に当てはめてみたのが次の6ページになります。お手元にA3の別紙1を配布してあります。そちらも併せてご覧ください。今回の審議会においては、令和3年度から令和5年度の3年間の料金の算定期間となりますので、3年間の合計額となります。まず営業費用については11億8,865万1千円とありますが、これは別紙1の表の収益的支出の欄の1営業費用であり、黄色の部分の令和3年から5年の合計額になります。続いて資本費用は2億1,924万2千円となり、こちらは企業債償還利息、別紙1の表の2営業外費用の合計額6,167万4千円と、それと別紙1の表の下の方にあります資産維持費の合計額1億5,756万8千円、この合計が、資本費用の2億1,924万2千円になります。あと先ほど言った控除項目、

料金になじまないものとして原水供給収益があり、こちらは別紙 1 の収益的収入の 2 営業外収益の (4) 原水供給収益となりまして、1 億 1,099 万 2 千円とその他手数料等になり、その合計額が 2 億 3,967 万 9 千円になります。これらの営業費用と資本費用から、控除項目を差し引きしたものの総括原価が 1 億 6,821 万 4 千円になります。令和 3 年から 5 年の 3 年間で約 1 億 6,820 万円を超える料金収入が必要となります。

続きまして、7 ページをお願いします。そこに天秤の絵がありますが、先ほどの式から総括原価は 1 億 6,821 万 4 千円となり、また、3 年間で予測される料金収入は別紙 1 の一番上、営業収益 (1) 料金収入の 1 億 6,955 万 2 千円となります。この天秤のとおり、料金算定期間の令和 3 年から 5 年の 3 年間では、総括原価と料金収入のバランスがおおよそ図られていることがわかります。料金水準についての説明は以上となります。

会長：ただいま料金水準について説明をしていただきました。これについて何かご質問はございますか。

7 ページの場合、天秤の表について収支はギリギリじゃないかという感じを受けるかと思いますが、この料金収入には原水供給収益は含まれてないそうですので、ギリギリでも十分いいのではないかとということでございます。A 委員いかがですか？

A 委員：A 3 別紙 1 の表ですが、資産維持費が 1%とありますが、今現在どれくらいになっているのかということを知りたいです。

事務局：資産維持費というものですけれども、その年の償却資産に対して 1%を計上して、水道料金を算定するために使うものでございまして、費用の勘定として計上しているわけではなく、料金算定のために、あえて使う科目になってきます。ですので、累計というものがないということでご理解いただきたいと思えます。

A 委員：バランスシートはあるのですか。できればそれも参考にいただきたいです。

事務局：今回準備しておりませんので、次回ご用意します。

会長：ほかに何かございますか。

(意見なし)

はい、ないようですので次に移りたいと思います。

(2) 料金体系の設定について

(3) 料金体系の検討について

会長：審議事項の(2)料金体系の設定について、(3)料金体系の検討について関連しているので、(2)と(3)は一括して説明していただいて、その後に質疑応答を行います。それではお願いします。

事務局：(2)料金体系の設定についてと、(3)料金体系の検討について、こちらを一括してご説明させていただきます。資料のほうですが9ページをご覧ください。

(1) 料金体系の水準についてというところで、大卒の費用と収益についておおよそバランスが取れているというご説明をさせていただきました。ここからは、もう少し細かく実際の料金体系についてご説明させていただきます。

まず、1. 現行料金体系について、こちら第1回審議会でもお示しさせていただきましたが、現在の大町市の実際の料金体系がこちらになっております。基本水量として、ひと月10立方メートルとしております。基本料金につきましては、口径別に設定させていただいております。従量料金につきましては、用途別ごと三つに分けて、1立方メートルにつき基本水量を超えるところについて単価を設定しております。

続きまして10ページをご覧ください。今の料金体系の設定について、先ほど総括原価方式をご説明させていただきましたが、総括原価を用いまして、10ページに書かれているような方法で、水道料金の料金体系を設定していきます。まずは先ほどお示しいたしました総括原価というものを、「需要家費」「固定費」「変動費」の三つに分解いたします。それから総括原価の配賦というところで、需要家費は全額基本料金に配賦いたします。固定費は一定の基準により、基本料金と従量料金に配賦いたします。それから変動費につきましては全額従量料金に配賦いたします。続いて配賦された金額を、基本料金は口径別に設定いたします。大町市では13ミリから100ミリとなっております。それから従量料金は用途別に設定をいたします。このような流れで、実際に料金体系というものを設定しております。

続きまして11ページです。3. 総括原価の分解その1ということで、まずは総括原価の分解をいたします。それぞれ「需要家費」「固定費」「変動費」とご説明させていただきましたが、こちらの費用についてもう少し詳しくご説明させていただきます。①需要家費は、水道の使用量とは関係なく、需要家、つまりお客様、市民の皆様が存在することによって発生する費用になります。例えば、皆様のお宅にお伺いして水道メーターを見て指針を読み取るための検針費用、それから料金をご請求させていただく請求費用、それから皆さんのお宅に設置する量水器を購入する費用、交換する費用などが需要家費として挙げられます。続いて②固定費は、水道の使用量とは関係なく、施設を適切に維持していくために固定的に必要となる費用となります。こちらは施設の維持管理費や減価償却費といったものが挙げられます。続いて③変動費は、概ね水道使用量の増減に比例して必要となる費用のことをいいます。例えば、井戸から水を

くみ上げる費用などの動力費や、それから水道を滅菌するための薬品費など、水の使用によって増減するものが変動費の中に含まれます。

続いて12ページをご覧ください。こちらは先ほどお示しさせていただきました総括原価を、より細かく分解したものになります。別紙1のA3の資料と合わせてご覧いただければと思います。左側、費用の項目ですが、縦に書いてあります営業費用、こちらは先ほどご説明させていただきました、収益的支出の1. 営業費用、1億1,800万円余を分解したものになります。維持管理費と書いてあるところは、A3の別紙1に書いてあるところの職員給与費と経費を分解したところになります。分解したものは水源に係る費用として原浄水部門費、それから配水池から皆様のお宅につないでいる給水管のところまでの費用として配給水部門費、それから検針・集金関係、量水器関係、その他の管理業務費などを一般管理業務部門として、このように細かく分解をしております。合計のところには、料金算定期間の3年間の合計額をお示しさせていただいております。こういった分解した費用が「需要家費」と「固定費」「変動費」のどこに属するかということが一番右側に書いてございます。例えばですが、一番上、原浄水部門費は水源の維持管理費として固定的に発生する費用、それから動力費といったものが含まれますので、固定費と変動費から成り立っております。配給水部門費は施設の維持管理費というところで、固定費に分類されます。一般管理業務部門費の中の検針・集金関係、それから量水器関係についてはお客様に関わってくる場所ですので、需要家費というふうに分類させていただいております。

12ページのところで分類したものが、13ページにまとめてございます。それぞれ需要家費が3,120万円余、固定費が11億2,200万円余、変動費が1,400万円余というところで見させていただきまして、ご覧いただいております。割合といたしましては固定費が全体の96%、それから需要家費が2.7%、変動費が1.2%となっております。

続きまして14ページをご覧ください。ここまで、総括原価の分解をしてきましたので、ここから総括原価の配賦をしていきます。図にありますとおり、今、左側の総括原価というところから「需要家費」「固定費」「変動費」に分解をしました。そこから「基本料金」と「従量料金」に金額を分けていきます。需要家費は全額基本料金になります。変動費は全額従量料金に入ります。固定費につきましては、真ん中に記載してございますが経費の性格上、全額を基本料金に配分すべきという考えもありますが、基本料金が著しく高額となることから、相当部分を従量料金に配分すると書いてございます。先ほどのところで、固定費が相当な割合を占めていることがお分かりいただけると思いますが、こちら全額基本料金に入りますと基本料金が高額となってしまいますので、一定の基準に基づいて基本料金と従量料金に配分をいたします。

次の15ページになりますが、14ページの表に実際の金額を当てはめた表になってございます。①需要家費3,100万円余は全額基本料金に入ります。

それから変動費の1,400万円余は従量料金に全額入ります。固定費につきましては水道料金算定要領に示されている固定費の配分方法が四つほどございまして、その中の一つ、計画給水量と平均給水量、こちらの割合をもって配分するという方法を用いまして20%が基本料金、80%が従量料金、こういった配分を当市ではさせていただいております。合計しまして、基本料金といたしましては2億5,570万円余、それから従量料金といたしましては9億1,250万円余の収入がこれから必要になってくるような形になります。

続いて16ページをご覧ください。只今算定いたしました基本料金、従量料金を1件ひと月あたりの料金に配分した集計表となっております。非常に見にくくて申し訳ございませんが、左側の総括原価の配賦のところまでの単位は千円となっております、右側の四角い表については単位が円となっております。右側の表をご覧くださいますが、上の黄色い部分が基本料金、下の緑色の部分が従量料金となっております、それぞれ「需要家費」「固定費」「変動費」がございまして、まず基本料金の一番上、①需要家費の中の検針・集金関係費につきましては、口径によって特に変化がございませんので、一定の金額48.7円が全口径に入っております。続いて需要家費の中の量水器関係費、こちらにつきましては量水器によって購入価格が異なりますので、購入価格に合わせた金額がそれぞれ入っております。それから基本料金の中の青色の部分は、②固定費を先ほど20%と80%に配分をいたしました。そのうち20%を口径ごとの理論流量比、それから使用水量の実態というものを踏まえて、1件ひと月当たりの料金に算定したものです。以上、基本料金につきましては需要家費と固定費の合計となり、表の計というところに朱書きで入ってございまして、例えば13ミリが589.1円、20ミリが640円といった部分が基本料金になります。それから下のB従量料金は、従量料金に設定した金額を、3年間の有収水量予測で割ったものというものが入ってございまして、固定費が115.4円、それから変動費が1.9円というところで合計117.3円となっております。

続いて、只今算出しました基本料金それから従量料金というものを、実際の現行料金体系と比較したものが、17ページの表となっております。ご覧いただきました通り、現行の料金とはだいぶ乖離があるように見えてしまっていますが、大きな違いといたしましては、総括原価方式によって算出された料金につきましては基本水量というものを付与しない考え方になっております。一方で現行の料金体系では基本水量が10立法メートルで設定されています。こちら前回の審議会でご質問いただきましたが、基本水量が設定されていないと1立方メートルでも使用した場合、従量料金が発生していく、といったようなものになっております。こちら料金の基本水量、基本料金、従量料金についてももう少し細かくご説明させていただきたいと思っておりますので、こちらについては後ほどご説明させていただきます。

続きまして、次の18ページからになりますが、(3)料金体系の検討について、というところも併せてご説明させていただきます。料金体系の検討については、当市において過去の市議会等でも水道料金の体系について、議員の皆様

からご質問をいただいております、とりわけ水道料金の少量利用者の方々への配慮等について議題としてあがっておりますことから、これまでの現状分析というものを踏まえた体系の検討についてご審議いただきたいと思っております。

はじめに19ページをご覧ください、円グラフでお示ししてございます。少量利用者の方々への配慮というところで、本市における水道の使用実態というものを表すグラフがこの円グラフとなっております。円グラフの総数は水道の契約者の契約件数で、左側の大きな円、水道事業全体として13,324件になります。こちらの調査の対象期間が、令和元年9月から10月までの検針分のものであります。調査期間の設定ですが、水道の契約や使用状況を鑑みると、春は引っ越しや移動が多くあり、契約者が年によって差異が生じやすくなり、夏は水道の使用水量が増え、その反対に冬は使用水量が減りますので、そういったことから秋を設定して9月から10月の検針分を対象期間とさせていただいております。左側の外側の青い濃い色については一般家庭全体となっております、全体の13,324件の中の69%でございました。それから赤色ですが、その他全体というところで、こちらは事業所や飲食店、それから農業用といった契約になりまして31%ほどでした。%の横に書かれております黒枠については、ひと月当たりの平均水道使用量でございます。一般家庭といたしましては約ひと月で18立方メートルほどが平均使用量となっております、その他につきましては15.3立方メートルとなっております。それから内側の円グラフにいきませんが、全体として一般家庭の中の基本使用量以下、ひと月で10立方メートルを使われない方々は、全体の18%ほどいらっしゃいました。それから基本使用量以上10立方メートル以上使用の方々というのは51%ほどいらっしゃいました。こちらの右側のグラフでございますが、一般家庭の部分だけ抜粋をして集計しますと、ひと月当たり基本水量を使わない方というのは26%、それから基本使用量以上をお使いの方々は74%となっております、それぞれ基本使用量以下の方々には5.7立方メートルが平均使用量、それから基本使用量以上の方々には23.9立方メートルとなっております。これらのことから、基本使用量以下の方々のひと月の平均使用量というのが、だいたい5から6立方メートルほど使用されているというのが集計結果でございます。

続いて20ページになりますが、こちらで基本水量、基本料金、従量料金の考え方というものをお示しさせていただいております。まず基本水量の設定について、基本水量とは、水道が普及する当初に一定量以上の生活用水の使用を促進するために導入されたものです。近年は、基本水量内の水使用者が増えており、また水道料金算定要領でも基本水量は経過措置とされています。そのため、先ほどの総括原価方式でご説明させていただきました料金の算出では、基本水量というものを付与しないといった方法となっております。2つ目、基本水量が設定された料金体系は、定めた基本水量、本市では10立方メートルと定めた基本水量を超えて使用しない限り従量料金が発生しないため、少量利用者の負担が軽減されるといったメリットもあります。続いて基本料金の設定について、1つ目、総括原価のうち、給水量に関わらず発生する費用（需要家費・

固定費)は原則として固定収入である基本料金で回収することが望まれます。2つ目、基本料金を設定することで、水需要の増減に収入が影響されない体系となり、安定した企業経営を図ることができる、とされており、上記の2つにより、基本料金を設定する料金体系というものが安定した企業経営を行うことが出来るというところでございます。続いて従量料金の設定について、1つ目、水道の使用量が増えると従量料金の単価が増加するという逡増性の料金体系は、例えば当市の場合には一律で料金設定しておりますが、使用量が1立方メートルから10立方メートルの場合は超過料金が50円、ただし11立方メートルから20立方メートル使った場合には100円になるといったように、使用水量によって単価が変わることを逡増性の料金体系と申しますが、当市の場合、下水道がこういった料金体系となっております。逡増性の料金体系は、水需要の減少以上の速さで収入減を招き、固定費を回収できなくなる恐れがあります。今申し上げましたとおり、使用水量によって単価が上がっていくような料金体系となっておりますので、水道の使用量が減ると単価が落ちて収入が減になるといったような現象が起きやすくなるといったものでございます。2つ目といたしまして当市では、用途別の均一料金単価としております。

続いて21ページをご覧ください。これまでご説明させていただきましたところで、総括原価方式による料金体系、基本水量が付与されていない料金体系と、現行の料金体系を比較したものが、こちらの表となっております。口径は当市で一番使用実態が多い13ミリに設定させていただきました、表は1立方メートル使用した場合の金額から10立方メートル使用した場合の金額までをお示ししてございます。上の総括原価方式による料金体系ですが、まずは左側から基本水量は付与いたしません。基本料金は先ほど算出した589円、それから従量料金は117円というように料金が推移していきますが、基本水量が設定されていないため、1立方メートルでも使用した場合には超過料金117円が発生していくような流れになりまして、1立方メートル使用した場合には706円、それから117円ずつ変動していき、10立方メートル使用した場合には1,759円という料金となります。続いて下の現行の料金体系ですが、今現在では基本水量10立方メートルで設定しております、基本料金が1,200円ですので10立方メートル使用したところまで料金は変化いたしません。一定の1,200円で推移してきております。ご覧いただきますと、料金を比較していただいて赤枠で囲ってございますが、6立方メートル使用したところで料金が現行料金体系のほうが安価となります。こちら6立方メートルですけれども、先ほどの円グラフでお示しさせていただきました、実際の実使用平均5.7立方メートルでございましたが、こちら料金水準と均衡が図られており、使用実態に即した料金体系になっていると言えます。

続いて、22ページをご覧ください。総括原価方式に合わせて設定した料金と、今の現行料金体系を比較させていただき、使用実態に則した料金体系であるということが示されました。今度は他市19市との使用量別の料金比較というものをさせていただければと思います。前回は、こちらの表ですが、10立

方メートル使用した場合、それから20、30といったグラフになってございましたが、今回は少量利用者への配慮というところに注目していきたいところから、5立方メートルから10立方メートルまでの水量を使用した場合の、他市との比較の料金体系というものをこちらに比較させていただいております。こちら1ヶ月あたり税抜きの金額でございまして、左に市名、それから料金体系、基本水量の設定があるかないか、数字が入っているところは基本水量、それから線が引いてあるところは基本水量の設定がない市になります。それから基本料金、赤字で書いてあるところは順位となっており、料金の安いほうから順位が上からついてございます。右から従量料金につきましては1立方メートルあたりの金額でございます。ご覧いただきましたとおり、一番上に大町市があり、全19市の中で5立方メートルの場合は11位、それから6立方メートルの場合は9位、7立方メートルの場合は8位といった感じで、10立方メートルに近づくにつれ順位が上がっていくような体系となっており、ほぼ平均値といったところで、他市と比べて決して高い料金体系ではないといったところが、こちらの表で言えると思われまます。

続いて、最後になりますが23ページです。こちら今回お示しした資料の総括といたしまして、当市の水道料金の体系といたしまして、基本水量の設定をすることで少量利用者にも配慮して負担の軽減を図る、それから基本料金は固定的に発生する経費の回収を目指した料金設定、それから従量料金は用途別に均一の従量料金単価を設定、これらによって当市の料金体系は基本水量を水道使用の実態に則した単価に設定することで、固定的に発生する経費の回収を目指しつつ、基本水量を設定することにより、少量利用者にも配慮した料金体系としております。また、従量料金を用途別均一単価にすることで、水需要の減少による収入減の影響を受けにくくし、経営の安定化を図っているといったところでございます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長：はい、ありがとうございました。それでは、2番の料金体系の設定について、3番の料金体系の検討について、これについてまとめて質疑をお受けいたします。

B委員：参考までに教えていただきたいのですが、9ページの料金体系の用途区分に公衆浴場用とありますが、現実に市内に公衆浴場というのはあるのかどうか教えてください。

課長：はい、只今の公衆浴場が現実にあるかどうかのお話ですが、今現在はございません。ただ過去に使われたということで料金制度に残っているということでございます。今現在はありません。

会長：福祉センターはどうなっているのですか。

課長：はい、今事業所ということで区分をしてあるということです。

会長：はい、わかりました。

課長：すみません。料金表でいきますとその他ということで、事業所という案件になります。

会長：はい、ありがとうございます。ほかにありますか。

基本料金1, 200円ということで、今現在アパートで一人住まいの人たちの中には本当に使用量の少ない方々もおられますが、一応現行としては、検針の費用やメーターの費用などの費用を満たしていくために1, 200円の基本料金をいただくということですが、どんなものでしょうか。それについて何かご意見のある方。

(特になし)

よろしいですか。それでは、料金体系の設定についてと料金体系の検討についての質疑は以上でよろしいでしょうか。

C委員：9ページです。基本水量となっているのですが、神社などの公共施設とかに対しては配慮されているのですか。

課長：はい、只今公共施設ということで、例えば、今具体的に出ました神社につきましては、条例の中で減免する措置がございまして、そこは料金を徴収しておりません。ただほかの役所ですとか学校ですとか福祉センターとか、そういったものについては、しっかり料金はいただいておりますが、神社については条例の中で減免措置となっております徴収はしておりません。

会長：よろしいですか。

課長：補足です。神社に対してのお話なのですが、社務所ですとか普通に使う水については徴収しております。減免というのは、手洗い場については減免の手続きで徴収していないということでご理解いただきたいと思います。

D委員：先ほど、減免とおっしゃいましたよね。今コロナ禍で知人なのですけれどもずっと来てないのですよ、1年以上2年くらい。そういう場合でも減免というものはないのですね。毎月1, 200円は支払わないといけないのですね。

お客様係長：はい、今のところ減免という措置はとっておりませんが、あらかじめもう1年来られない、半年来られないという場合は、閉栓の電話を申込みいただ

ければ、その場で止めて、そこから先は料金が発生しないような措置はとれますので、今後半年、1年確実に来られないようであれば上下水道課に電話いただいて、水道を止めてくださいと言っただけであれば、止めた日から料金は発生しませんので、そういったことをご理解いただければと思います。

会長：はい、ほかにありますか。

それでは、2番3番の質問を閉じまして、次に移ります。

それでは次に、その他に入ります。

課長：すみません会長。審議のほうすすめていただき、ありがとうございます。最初お話をさせていただきましたが、この審議の中で料金改定が必要な方向性になるか、あるいは据え置きでいいのか、そういったところの方向性を最後確認したいと思っております。今、事務局のほうで、第1回から3回の本日まで説明してまいりました。具体的には第2回で先ほどの別紙1のような資料について算定期間の3年、プラスすることの3年間、6年間の収支の推移を見ていただきました。本日は、具体的に日本水道協会の算定要領に準じて試算をしてみたところ、ほぼ維持管理費に対して、水道料金の徴収見込みの均衡がとれているというところを見ていただいて、それをさらに基本料金と従量料金を分解してみたところ、現行でほぼ均衡がとれているというところを見ていただきました。これを踏まえて今後、令和3年から令和5年の間については、水道料金をどうしていくべきなのかの方向性についてご意見をまとめていただければと思います。

会長：どうしたらいいかというのと、我々が現行の料金でいいとか、これでは悪いとかいう結論を出すということですね。

課長：はい、そうです。

会長：はい、我々が3回の審議を重ねてきたわけですが、その結果として、今日いろいろ数字的なものや表をお示ししていただいた中で、これから3年間の令和5年までは、ほぼ現行の料金でいけるということは判明いたしました。それについて、皆様よろしいでしょうかね。

E委員：3年、4年、5年と3年間くらいはいいとは思いますが、人口減が顕著になっていると、大赤字も予想できるということは事務局ではどう考えていますか。

会長：それは確かシミュレーションの数字で示してあるような気がするのですが、人口減とか使用水量の減になるということですが、事務局いかがですか。

課長：はい、今後の給水人口の減少については第2回審議会の資料の中でも今後6年間の減少を見込んだものをお示ししてあります。人口減少を見越し、それ相当の収入を見込んだうえで、今回も2回目も考えてお見せしてありますが、将来どうなるかというお話だと思います。将来また3年後にこのような審議会でご審議いただくこととなりますが、今回お示したようなその時点での推移、収支の推移をお見せしながら議論いただくものと思います。今後もこのような収支をしっかりと見ていただいたうえで、またご審議をいただきたいと思っております。

会長：よろしいですか。それではですね、この審議会の答申というか結果といたしまして、水道料金は令和5年度までは現行の料金でといくということではよろしいですか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございます。そういうことですので、答申案のほうをよろしくお願いいたします。

課長：はい。ご審議のほうありがとうございました。今ご意見をまとめていただいた中で、令和5年まではこの料金体系を据え置いたらというお話でまとめて下されました。事務局としましては、今までのご意見とも踏まえて、答申案を次回に向けて作りたいと思います。よろしく申し上げます。

5 その他

(1) 次回の開催日について

課長：それでは、その他ということで先ほどお話しに出ました、次第のその他（1）でございます。次回の開催日程について素案をお話ししたいと思いますが、次回ですけれども、新年度に入りまして、4月の中旬21日の水曜日、あるいは23日の金曜日、この2日で事務局案として考えておりますが、いかがでしょうか。

（「21日の午後2時がいい」との声）

課長：はい、今委員さんお二方からご意見いただきました。4月21日、そしてまた時間は今日のような2時くらいからというご意見がございますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声）

はい、それでは次の審議会ですが、4月21日水曜日、時間は今日と同じく午後2時から、場所につきましては西会議室ということで、ご案内をさせていただきます。

はい、それではその他となりますが、全体を通しまして、何かございますか。よろしいですか。ないようでございますので、長い時間ありがとうございました。また方向性に向けた取りまとめしていただきまして、誠にありがとうございました。

6 閉会

それでは、次第の最後になります。只今をもちまして第3回大町市上下水道事業経営審議会を閉じさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

《閉会 午後3時10分》